



和歌山市公報

令和8年（2026年）4月15日
第1821号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号		ページ
46	和歌山市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・（総務企画課）	2

【告示】

147	身体障害者福祉法の規定による医師の指定の辞退・・・・・・・・・・（障害者支援課）	3
148	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・（市民自治振興課）	4
149	公示送達（和歌山地方税回収機構への移管について（最終警告））・・・・・・・・（納税課）	5
150	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・（市民自治振興課）	6
151	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	7
152	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	8
153	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	9
154	公示送達（令和7年度市民税県民税森林環境税納税通知書）・・・・・・・・・・（市民税課）	10
155	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・（市民自治振興課）	11
156	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・（市民自治振興課）	12
157	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・（指導監査課）	13
158	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・（指導監査課）	14
159	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定、指定地域密着型介護サービスに係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定・・・・・・・・・・（指導監査課）	15
160	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・・・（指導監査課）	16

【公告】

○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・（都市計画課）	17
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・（都市計画課）	18

【教育委員会告示】

6	教育委員会の招集・・・・・・・・・・（教育政策課）	19
---	---------------------------	----

【農業委員会公告】

○	農業委員会総会の招集・・・・・・・・・・（農業委員会事務局）	20
---	--------------------------------	----

【企業局告示】

17	和歌山市水道局指定給水装置工事事業者の指定・・・・・・・・・・（企業総務課）	21
18	和歌山市水道局指定給水装置工事事業者の指定の更新・・・・・・・・・・（企業総務課）	22

【企業局公告】

○	都市計画事業の事業計画の変更の縦覧・・・・・・・・・・（企業総務課）	23
---	------------------------------------	----

和歌山市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月13日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第46号

和歌山市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山市保健所長に対する事務委任規則（平成15年規則第49号）の一部を次のように改正する。

第1項第6号中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同項中第26号を第27号とし、同項第25号中「次号」の次に「及び第28号」を加え、同号を同項第26号とし、同項中第24号を第25号とし、第10号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、同項第9号中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、「開設者」の次に「（設置者）」を加え、「失そう宣告」を「失踪宣告」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

（7）法第8条第2項の規定によるオンライン診療受診施設設置の届出を受理すること。

第1項に次の1号を加える。

（28）政令第4条4項の規定によるオンライン診療受診施設の設置者の住所等の変更の届出を受理すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和8年4月13日揭示済）

和歌山市告示第147号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月2日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	診断する障害の種類	辞退年月日
矢渡 健一	社会医療法人スミヤ 角谷整形外科病院	和歌山市吉田337	整形外科	肢体不自由	令和8年 3月31日
荻野 顕	日本赤十字社和歌山医療センター	和歌山市小松原通 四丁目20番地	眼科	視覚障害	令和8年 3月31日

（令和8年4月2日揭示済）

和歌山市告示第148号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月7日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
ウッドビレッジ 川永自治会	代表者の 氏名及び 住所	(登載省略)	(登載省略)	令和8年3月15日
	主たる事 務所の所 在地	(登載省略)	(登載省略)	

(令和8年4月7日揭示済)

和歌山市告示第149号

催告書及び和歌山地方税回収機構への移管について（最終警告）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき和歌山地方税回収機構への移管について（最終警告）は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年4月8日

和歌山市長 尾花 正啓

氏名又は名称	住所又は所在地
株式会社 アイんツエステート	大阪府大阪市北区西天満2丁目2番3号

（令和8年4月8日揭示済）

和歌山市告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月8日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
本脇地区自治会	代表者の氏名及び住所	弁護士 畑 純一 和歌山市十二番丁10 本山ビル3階 和歌山合同法律事務所	(登載省略)	令和8年3月29日

(令和8年4月8日揭示済)

和歌山市告示第151号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年4月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年3月23日及び同月28日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和8年3月19日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和8年3月17日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番地1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 費用

自 転 車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和8年4月8日揭示済)

和歌山市告示第152号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年4月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び太田第2公園	令和8年3月19日、同月25日及び同月30日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番地1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和8年4月8日揭示済)

和歌山市告示第153号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年4月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和8年4月9日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅東口周辺自転車等 放置禁止区域	令和7年12月18日	令和8年1月7日
和歌山市内一円市道上、松下体 育館及び無料駐輪場	令和7年12月16日、同月17 日、同月22日、同月24日及び 同月25日	令和8年1月7日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番地1

電話 422-4100

(令和8年4月8日揭示済)

和歌山市告示第 1 5 4 号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 0 号）第 1 6 条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 8 年 4 月 1 3 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

送達書類の名称 令和 7 年度 市民税 県民税 森林環境税 納税通知書
(別紙省略)

(令和 8 年 4 月 1 3 日 揭示済)

和歌山市告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月13日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
北田尻自治会	代表者の氏名及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和8年3月29日
	主たる事務所の所在地	(登載省略)	(登載省略)	

(令和8年4月13日揭示済)

和歌山市告示第156号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月15日

和歌山市長 尾花正啓

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
大河内自治会	代表者の氏名及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和8年4月1日

(令和8年4月15日揭示済)

和歌山市告示第157号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第115条の5第2項、第115条の15第2項及び第115条の25第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20及び第115条の30の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
3090100789	セントケア和歌山株式会社	セントケアホーム城北 和歌山市東布経丁3丁目6番地	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	令和8年3月1日
3070114735	ライフカンパニー株式会社	ヘルパーステーションナチュレ 和歌山市北新金屋丁76-8	訪問介護	令和8年3月4日
2770501688	株式会社日本ファクト	ファクトデイサービス 大阪府和泉市伯太町2丁目1番13号	地域密着型通所介護	令和8年3月31日
3000100168	医療法人裕紫会	和歌山市地域包括支援センター宮北 和歌山市吉田423番地	介護予防支援	令和8年3月31日
3050180052	医療法人裕紫会	介護老人保健施設桔梗苑 和歌山市鳴神123-1	介護老人保健施設	令和8年3月31日
3060190877	株式会社メディカルグラク	アイル訪問看護ステーション 和歌山市舟津町4丁目28番地の2	訪問看護 介護予防訪問看護	令和8年3月31日
3070100155	医療法人青松会	青松会在宅介護支援センター 和歌山市北島325-106	居宅介護支援	令和8年3月31日
3070113513	株式会社ライフハック	居宅介護支援事業所ハック 和歌山市舟津町4丁目28番地の2	居宅介護支援	令和8年3月31日
3070114636	合同会社優	訪問介護ステーション優 和歌山市紀三井寺734-101	訪問介護	令和8年3月31日
3090100367	社会福祉法人寿敬会	小規模多機能型居宅介護ハルジオン 和歌山市井ノ口301-1	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	令和8年3月31日

(令和8年4月15日揭示済)

和歌山市告示第158号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 14735	ライフカンパニー株式会社	ヘルパーステーションナチュレ 和歌山市北新金屋丁76-8	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和8年3月4日
30701 14636	合同会社優	訪問介護ステーション優 和歌山市紀三井寺734-101	予防給付型訪問サービス	令和8年3月31日

(令和8年4月15日揭示済)

和歌山市告示第159号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第53条第1項本文及び第58条第1項本文による指定をしたので、同法第78条、第78条の11、第85条、第115条の10及び第115条の30の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30001 00200	社会医療法人スミヤ	和歌山市地域包括支援センター宮北 和歌山市納定11-4	介護予防支援	令和8年4月1日
30601 91818	株式会社サンプレスト	アイル訪問看護ステーション 和歌山市畑屋敷端ノ丁34番地1	訪問看護 介護予防訪問看護	令和8年4月1日
30601 91826	株式会社ともにあゆむ	紀のいえ訪問看護ステーション 和歌山市園部416-11 小林ビル105	訪問看護 介護予防訪問看護	令和8年4月1日
30601 91834	合同会社きずな	訪問看護ステーションKIZUNA 和歌山市馬場225番地10	訪問看護	令和8年4月1日
30601 91842	株式会社みらい	訪問看護ステーションピースフル和歌山 和歌山市禰宜1028-1	訪問看護 介護予防訪問看護	令和8年4月1日
30701 15393	株式会社琉和	訪問介護 琉の華 和歌山市西庄343番地10 202号室	訪問介護	令和8年4月1日
30701 15401	株式会社azure	ケアステーションハピネス 和歌山市直川1700番地3	訪問介護	令和8年4月1日
30701 15419	合同会社coco	coco 和歌山市宇治鉄砲場112 フジコーポ205	居宅介護支援	令和8年4月1日
30901 01993	株式会社Link	リンク 和歌山市舟津町1丁目3-2 丸八ビル1F	地域密着型通所介護	令和8年4月1日

(令和8年4月15日揭示済)

和歌山市告示第160号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険 事業者番号	事業者又は開設者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 15310	株式会社zero	Good訪問介護ステーション 和歌山市狐島399	生活支援型訪問サービス	令和8年4月1日
30701 15393	株式会社琉和	訪問介護 琉の華 和歌山市西庄343番 地10 202号室	予防給付型訪問サービス	令和8年4月1日

(令和8年4月15日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年4月13日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市神前字桃ノ本186番1、186番3、187番1	埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目602番1号 株式会社しまむら 代表取締役 高橋維一郎

(令和8年4月13日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年4月14日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市江南字川北550番1、550番3、550番4、550番5、550番6、550番7、551番5、551番6、551番7	大阪府泉佐野市松風台二丁目2番3号 有限会社美翔ホーム 代表取締役 岸本俊二

(令和8年4月14日揭示済)

和歌山市教育委員会告示第6号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和8年4月6日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和8年4月9日（木） 午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 報告
(1) 和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会委員の委嘱及び任命について
- 4 議案
(1) 和歌山市社会教育委員の委嘱について
(2) 令和8年度和歌山市教育委員会客員指導主事について
(3) 令和9年度に和歌山市立和歌山高等学校で使用する教科用図書の採択について

(令和8年4月6日揭示済)

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和8年4月7日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績

1 開催日時

令和8年4月10日 13時00分

2 開催場所

和歌山市農業委員会事務局 会議室

3 審議案件

- (1) 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (7) 農用地利用集積等促進計画に対する意見について
- (8) 非農地通知について
- (9) 「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について

(令和8年4月7日揭示済)

和歌山市企業局告示第17号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第1号の規定により告示する。

令和8年4月7日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
大阪府守口市春日町4番11号 松栄工業株式会社 代表取締役 松森 洋明	松栄工業株式会社	大阪府守口市春日町4番11号	令和8年3月9日	第667号
和歌山市杭ノ瀬412番地19 まるやま水道 代表者 丸山 栄一	まるやま水道	和歌山市杭ノ瀬412番地19	令和8年3月26日	第668号

（令和8年4月7日揭示済）

和歌山市企業局告示第18号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和8年4月7日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市加太839番地の5 大晶建設株式会社 代表取締役 亀山 理男	大晶建設株式会社	和歌山市加太839番地の5	平成13年9月25日	第337号
和歌山市吉田563番地の1 弘安建設株式会社 代表取締役 池上 元一	弘安建設株式会社	和歌山市吉田563番地の1	平成14年4月5日	第342号
大阪府阪南市箱作1524番地 有限会社石本宅研工業 代表取締役 石本 敏夫	有限会社石本宅研工業	大阪府阪南市箱作1524番地	平成14年1月22日	第339号
和歌山市大垣内739番地 株式会社吉本建設 代表取締役 吉本 成伸	株式会社吉本建設	和歌山市大垣内739番地	平成13年7月10日	第325号
和歌山市湊二丁目12番27号 三友工業株式会社 代表取締役社長 矢部 昌俊	三友工業株式会社	和歌山市湊二丁目12番27号	平成13年2月20日	第312号

(令和8年4月7日揭示済)

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により和歌山県知事から都市計画事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和8年4月15日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

- 1 施行者の名称 和歌山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 和歌山都市計画下水道事業 和歌山市公共下水道
- 3 縦覧場所 和歌山市企業局下水道部下水道企画建設課

（令和8年4月15日揭示済）